

平成27年12月24日

異議申立人 特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡

異議申立書

次のとおり異議申立をする。

第1項 異議申立人の住所・氏名・年齢

住所：〒460-0002 名古屋市中区丸の内三丁目7番9号
チサンマンション丸の内第2 303号室
氏名：特定非営利活動法人 情報公開市民センター
理事長 新海 聡（54歳）

第2項 異議申立に係る処分

処分庁 法務大臣 岩城光英の平成27年11月6日付けの異議申立人に対する
行政文書開示等決定処分（法務省秘総第101号）

第3項 異議申立に係る処分があったことを知った年月日

平成27年11月11日

第4項 異議申立の趣旨

第2項記載の処分を取り消すとの決定を求める。

第5項 異議申立の理由

- （1） 異議申立人は、平成27年10月5日、処分庁に対して、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「情報公開法」）に基づき、「特定秘密指定整理番号『08■-201412-1-2 ロ b-1』平成26年12月26日に指定した『■について平成25年5月及び平成26年2月に作成された我が国の政府が講じる措置又はその方針』」の情報公開請求をした。
- （2） 処分庁は、平成27年11月6日、（1）の請求に対し、以下本件不開示処分を行った。

「不開示とした理由

上記の文書は、全体に渡り、危機管理に関する情報が記載されており、公にすると、危機管理体制に重大な影響を及ぼすこととなり、国の安全が害されるおそれや、公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ、及び当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれもあることから、法第5条第3号、4号及び6号に定める不開示情報に該当する」

- （3） しかし、本件処分は、次の理由により違法である。

「本件不開示処分」

法第5条第3号、4号、6号に当たらない。

(4) 以上から、本件処分の取消しを求めて本申立に及んだ。

第6項 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、法務大臣に対して異議申立をすることができます。」との教示があった。

第7項 要望

本件行政文書につき、ぜひとも情報公開・個人情報保護審査会設置法9条に基づくインカメラ審理ならびにボーンインデックスを実施されたい。

第8項 付記

なお、当法人は内閣官房副長官補に同じ文書を情報公開請求しており、同趣旨の審査請求を平成27年12月24日に内閣総理大臣あてに行っている。

第9項 添付書類

- | | | | |
|-----------|--------------|-----|----|
| (1) 添付書類 | 現在事項全部証明書 | 2通 | |
| (2) 証拠物件等 | 行政文書開示請求書 | 各2通 | |
| | 行政文書不開示決定通知書 | 写し | 2通 |
| | 特定秘密指定管理簿 | 写し | 2通 |